

第7回水道事業等審議会の開催状況について

1 料金統一化検討案について

○料金水準の検討方針について

- 必要な料金収入額を踏まえた平均料金改定率の検討を行う
- なお、現行の各事業体の料金水準に相当の格差があることから、統一化により一部の利用者に大きな影響があるが、これについては、料金体系の中で検討を行う

検討案 1

前提条件 1. 以下の財政指標を満たす

項目	条件
内部留保資金対給水収益比率	0.5程度以上
企業債残高対給水収益比率	R20時点で3.5以下

2. 料金回収率は、算定期間通算で、100%を満たすこととして算定

検討案		平均料金改定率（令和10年度）
一括改定	3年	31.9%
	4年	34.4%
	5年	37.0%
段階的改定	3年	(1年目)：22.8% (3年目(R12年度))：22.8%（通算50.8%）
	4年	(1年目)：21.5% (3年目(R12年度))：21.5%（通算47.6%）
	5年	(1年目)：21.6% (3年目(R12年度))：21.6%（通算47.9%）

検討案 2

【観点・考え方】料金改定率抑制

前提条件 1. 以下の財政指標を満たす

項目	条件
内部留保資金残高	30億円以上
企業債残高対給水収益比率	R20時点で4.0以下

2. 総収支比率は、算定期間通算で、100%を満たすこととして算定

検討案		平均料金改定率（令和10年度）
一括改定	3年	27.0%
	4年	30.5%
	5年	33.7%
段階的改定	3年	(1年目)：19.3% (3年目(R12年度))：19.3%（通算42.3%）
	4年	(1年目)：19.2% (3年目(R12年度))：19.2%（通算42.1%）
	5年	(1年目)：19.7% (3年目(R12年度))：19.7%（通算43.3%）

2 料金体系について

将来も安定的な水道事業経営を維持するため、高松の料金体系を軸に、各事業体の現状を踏まえながら使用水量に関わらず負担してもらう基本料金と、使用した水量に応じて必要となる従量料金の割合について、また、逡増度について、大口使用者と一般家庭などの小口使用者間の負担バランスに配慮しながら水道使用者間の公平性を確保できる仕組みについて審議しました。